

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（平成22年規第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく命令、通達等をいう。</p> <p>二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等(外為法第25条第3項第1号イの特定記録媒体等をいう。以下同じ。)の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。以下この号において同じ。)若しくは居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。以下この号において同じ。)であって、<u>当該者への技術の提供が、事実上非居住者への技術の提供と同一と認められる程度に当該非居住者から影響を受けている状態にある自然人(以下この号において「特定類型該当者」という。)</u>への技術の提供(非居住者又は<u>特定類型該当者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者(特定類型該当者を除く。)</u>への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。</p> <p>三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。</p> <p>四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。</p> <p>五 部局 各研究科、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。)第20条第1項に規定する各機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等及び組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等をいう。</p> <p>六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。</p> <p>七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。</p> <p>八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判定することをいう。</p> <p>九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく命令、通達等をいう。</p> <p>二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。)への技術の提供(非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。)への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。</p> <p>三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。</p> <p>四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。</p> <p>五 部局 各研究科、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。)第20条第1項に規定する各機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等及び組織運営規程第22条から第26条までに規定するセンター等をいう。</p> <p>六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。</p> <p>七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。</p> <p>八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判定することをいう。</p> <p>九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取</p>

引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。